# 2014-2019

## 採用文書

#### P8\_TA (2018)0202

化粧品のための動物実験の世界的禁止

欧州議会決議、2018年5月3日 化粧品のための動物実験の世界的禁止 (2017/2922(RSP))

欧州議会は、

- 2009年11月20日の化粧品に関する欧州議会規則及び理事会規則<sup>1</sup> (EC) No 1223/2009 (化粧 品規則)を考慮して、
- 欧州連合の機能に関する条約(EU機能条約)第13条を考慮して、
- 2013年3月11日の動物実験・販売禁止に関する委員会伝達および化粧品分野における代 替法の現状 (COM(2013)0135) を考慮して、
- 2016年9月19日の化粧品分野における動物実験の代替法の検証および法的容認に関する 委員会報告 (2013-2015) (COM(2016)0599) を考慮して、
- 2015年6月3日の欧州市民イニシアチブ「ストップ・動物実験」に関する委員会伝達 (C(2015)3773) を考慮して、
- 2016年9月21日のCase C-592/14における欧州連合司法裁判所の判決 $^2$  を考慮して、
- 2016年3月の「動物福祉に対する欧州人の考え方」と題したユーロバロメーター 特別調査442を考慮して、
- 申請委員会の要請で委託した、2017年1月の「欧州連合における動物福祉」と題した研 究を考慮して、
- 化粧品のための動物実験を世界的に禁止することに関する理事会の質問 (O-000040/2018 - B8 0017/2018) を考慮して、
- 化粧品のための動物実験を世界的に禁止することに関する委員会の質問 (O-000041/2017 -B8-0018/2018) を考慮して、

1

OJ L 342, 22.12.2009, p. 59.

<sup>2</sup> ECLI:EU:C:2016:703

- 環境・市民の健康・食品安全に関する委員会の決議申し立てを考慮して、
- 手続規則128(5) および123(2) を考慮して、
- A. 化粧品規則は、EUにおける化粧品と成分の販売条件を制定し、ヒトの健康を高度な水準に保ちつつ、化粧品の域内市場への浸透を目指す、
- B. EU機能条約第13条は、連合の政策策定と実施において、特に域内市場が関わる場合、 動物に知覚があることから、動物福祉の要件に十分配慮すること、と定める、
- C. 化粧品は、EU市民の日常生活に不可欠なものであり、メイクアップやデオドラント製品から、入浴、シャワー、日光浴、毛髪、肌、ネイルケア、髭剃り、口腔衛生用品に至るまで、幅広い商品が存在する、
- D. EUは、ヒトの健康と環境を守りつつ、動物福祉の促進に着手した、
- E. 化粧品の安全性を確保するため、化粧品規則第10条は、すべての化粧品に対し、安全性評価を実施し、安全性報告書を作成しなければならない、と定める、
- F. 化粧品規則第11条は、市場に流通させるすべての化粧品について、当該化粧品やその成分の開発または安全性評価に関するすべての動物実験データを包括するため、商品情報ファイルの保持を要件とする、
- G. 化粧品の完成品と化粧品成分の動物実験は、それぞれ、2004年9月以来および2009年3月以来、EUでは禁止されている(実験禁止)
- H. 動物実験を行った化粧品の完成品と化粧品成分の販売は、反復投与毒性試験、生殖毒性試験、毒性試験における全身的暴露の評価を除き、2009年3月以来、EUでは禁止されている。健康への影響が特に複雑なものについては、動物を使用しない代替法の有無にかかわらず、2013年3月以来、販売が禁止されている(販売禁止)、
- I. 化粧品に含まれる成分の多くは、調剤や洗剤、他の化学製品、食品など、化粧品以外の 消費財や工業製品にも使用されている。これらの成分は、REACH規則(化学物質の登録、 評価、認可、及び制限)<sup>1</sup>のような、関連はしているが代替法のない法的枠組みの下で動 物実験が行われていることが考えられる、
- J. 2016年3月のユーロバロメーター特別調査442によると、EU市民の89%は、EUは動物福祉の重要性に対する意識を国際的に高めるべきだとする意見に賛成し、EU市民の90%は、全世界が認める高水準の動物福祉の確立が重要だという意見に賛成している、

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> OJ L 396, 30.12.2006, p. 1.

- K. 議会は、EU機能条約第24条および227条ならびに欧州連合基本権憲章第44条の権利を行使 する市民から、欧州と全世界における動物実験の廃止、および国際的な動物福祉基準の制 定を求める多数の申請を受けている、
- L. 市民は、動物実験を段階的に廃止するための新たな法的枠組みを採択するよう、要望している、
- M. Case C-592/14における2016年9月21日の判決で、欧州連合司法裁判所は、第三国で販売するため、EU以外で動物実験を実施した成分を含む化粧品について、当該実験で得られたデータを、EU市場における販売を目的として当該製品の安全性の証明に使用した場合には、連合市場での販売を禁止できると認めた、
- N. 法の抜け穴により、EU以外で動物実験をした化粧品のEUでの販売が可能となり、また、EUで、当該製品を再度、代替法を使用して試験することが可能になっているが、これはEUの法律の精神に反するものである、
- O. EUは、国連の中心的存在である。EUの諸機構および加盟国は、国際法および多国間協力に基づく国際秩序の構築と維持に、最大限の努力を投じるべきである、
- P. EUは、対外関係において、髙水準の動物福祉を普及させるため、さらに努力する、

## 化粧品のための動物実験禁止というEUの画期的な決断からの見えてくるもの

- 1. 発展し続ける革新的な欧州の化粧品セクターは、世界におよそ200万の雇用を提供する世界最大の化粧品市場であることに注目する。EUが動物実験を禁止しても、同セクターの発展を脅かしていないことを強調する、
- 2. 欧州において、実験および販売禁止の規則の順守レベルは非常に高いとみられるが、いまだに動物実験が要件である第三国から欧州に輸入される化粧品に関し、完全かつ信頼できる製品情報文書の作成がなされていないことは深刻な問題であり、優先的に取り組む必要がある、
- 3. EUが化粧品のための動物実験を禁止したことは画期的であり、動物保護を取り巻く価値観について強力なメッセージを世界に発信し、また、化粧品のための動物実験を段階的に廃止することが可能であることを示した、と考える、
- 4. 欧州において、代替法の有無にかかわらず動物実験を禁止する政治的選択がなされたことを再確認する。欧州における今回の例は、エンドポイントのための動物実験の代替法が存在しない場合でも、化粧品のための動物実験を世界的に禁止することへの反対論拠にはならないことを示している、と考える、
- 5. 化粧品のための動物実験の正当性は証明できなくなったことを繰り返し主張し、化粧品のための実験に対する市民の反対意見を守り、革新的で人道的な実験方法を支持するよう、EU・国・自治体等に依頼する、

6. 業界の供給者が完全禁止を順守し、通常の独立した監査が可能な監視体制を構築 するよう、規制当局と企業に依頼する、

# 代替法開発禁止の影響

- 7. 動物実験の禁止は、代替法を開発する努力を促し、その努力は化粧品セクターを大きく超 えて広がっていることに留意し、代替法の検証と申請の承認についても、非常に大きな進 歩がみられることに注目する、
- 8. 発がん性、繁殖毒性、反復毒性等の毒性学的エンドポイントのための代替法の迅速な開発、 検証、導入にかかる十分な財源を、中・長期的に確保するよう、委員会、理事会、加盟国 に呼びかける<sup>1</sup>、
- 9. 研究所内および所轄官庁の間で、代替法と作業工程に関する適切な知識を確実に身に着けるため、継続した研修と教育が必要であることを強調する、
- 10. 学術機関が、新たな知識とその実践(可能な状態だが、広く使用されているとは限らない)を広める意味において、動物実験の代替法を科学的専門分野で促進するための重要な役割を担っていることを指摘する、
- 11. 代替法の検証と承認を促進し、第三国(科学者が代替法の存在を知らない、必要な研究インフラが不足している国)に知識移転と財政支援を提供するには、国際的な枠組みの中で進める必要があることを強調する、
- 12. EUが、European Partnership for Alternative Approaches to Animal Testing (EPAA) [動物実験への代替アプローチのための欧州連合]の下で、代替法における国際協調を促進し、関連する多くの案件において、化粧品規制協力国際会議(ICCR)や代替試験法協力国際会議(ICATM)などの国際的な交渉に関わってきたことを指摘する。そのような協力が非常に重要であることを注視する、

#### 国際情勢

- 13. グアテマラ、アイスランド、インド、イスラエル、ニュージーランド、ノルウェー、セルビア、スイス、トルコは、化粧品のための動物実験を禁止済みであることを強調する。 韓国やオーストラリア等の他の国々でも、禁止に向けて顕著な進展が見られる、
- 14. 世界中で注目すべき法の整備が進んでいるにもかかわらず、全世界の約80%の国々では、 いまだに動物実験と動物実験をした化粧品の販売を許可していることに留意する、

# 化粧品のための動物実験を世界的に禁止する制度の確立

Scientific Committee on Consumer Safety, Notes of Guidance for the Testing of Cosmetic Ingredients and their Safety Evaluation, 9th revision, SCCS/1564/15.

- 15. 化粧品規制を、化粧品のための動物実験禁止および動物実験をした化粧品と成分の国際取引の禁止の国際的なモデルとして紹介し、2023年までに発効するよう呼びかける、
- 16. EU市場で販売されるすべての製品に平等な条件を保証すること、第三国で動物実験が行われた製品を必ず排除するよう、EUの諸機構に呼びかける、
- 17. 化粧品のための動物実験の世界的禁止の導入を、関連する組織、特に国連事務総長と の会合において、促進、推奨、支持するよう、EUの諸機構に呼びかける、
- 18. 化粧品のための動物実験を世界的に禁止することへの支持に対し、強力かつ広範囲な 連立体制を構築するため、外交網を介した二国間・多国間の交渉の場を可能な限り活 用するよう、委員会、理事会、加盟国に呼びかける、
- 19. 国連の枠組みの中で、化粧品試験における動物使用に反対する国際協定の支持と促進を、委員会、理事会、加盟国に呼びかける。化粧品のための動物実験の世界的禁止について、次回の国連総会の議題に含めるよう、EU諸機構と加盟国に呼びかける、
- 20. 次回の国連総会のサイドイベントを推奨し、化粧品のための動物実験に反対する国際協定 の利益と真価に関する対話を促すため、NGOや市民団体の代表者など、すべてのステーク ホルダーに積極的に働きかけることを、委員会に呼びかける、
- 21. EUによる化粧品のための動物実験の禁止は、進行中の貿易交渉や世界貿易機関の規則によって脅かされるものではないことを確認するよう、委員会と理事会に呼びかける。締結済みの貿易協定や現在交渉中のすべての協定から、動物実験をした化粧品を排除するよう、委員会に呼びかける、

o

0 0

22. この決議を、理事会、委員会、欧州理事会議長、委員会副委員長・外務・安全保障政策上級代表、各加盟国の政府・議会、および国連事務総長に送付するよう、議長に呼びかける。